

千代田区一般廃棄物減量等推進審議会 概要

- 1 目的 環境負荷の少ない資源循環型都市の構築に向け、ごみ減量・リサイクル施策の基本的事項や重要事項を専門的立場から検討する審議会を設置。
- 2 根拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第8条
千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第5～7条
- 3 名称 千代田区一般廃棄物減量等推進審議会
- 4 設置・任期 第1期：平成12年9月～平成14年9月
第2期：平成15年1月～平成17年1月
第3期：平成18年1月～平成20年1月
第4期：平成21年3月～平成23年3月
第5期：平成23年11月～平成25年10月
第6期：平成26年1月～平成28年1月
第7期：平成29年12月～令和元年12月
- 5 活動内容 一般廃棄物の処理の基本的方針及びその他重要な事項に関する検討を行う。
- 6 構成 審議会は8名以内の委員をもって構成する。
- 7 開催実績 平成29年度 第7期任期中 2回開催
平成30年度～令和4年度まで実績なし（第8期見合わせ）

第8期のスケジュールは以下の予定です。

○任期：概ね2年間

○委員数：8名以内（学識経験者、清掃協力会の区民等）

○開催について

開始日時 令和5年12月ごろ

開催場所 千代田区役所 会議室を予定

開催回数 1年間で概ね4回～5回程度

【千代田区一般廃棄物減量等推進審議会に関する規定】

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号）

（千代田区一般廃棄物減量等推進審議会）

第 8 条 区長は、一般廃棄物の適正な処理及び再利用を促進し、清掃事業の効率的な運営を図るため、区長の附属機関として千代田区一般廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の目的を達成するため、区長の諮問に応じ次の事項を調査審議する。

- （1）一般廃棄物の処理の基本的方針に関すること。
- （2）その他重要な事項に関すること。

3 審議会の構成、運営等必要な事項は規則で定める。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月 31 日規則 38 号）

（一般廃棄物減量等推進審議会の組織）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する千代田区一般廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者の内から区長が委嘱する 8 人以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）区民
- （3）事業者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、区長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（審議会の運営）

第 6 条 審議会に座長を置き、座長は委員が互選する。

2 座長は審議会を代表し、会務を総理する。ただし、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、座長が招集し、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 審議会の庶務は、環境安全部千代田清掃事務所において処理する。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか区民会議及び審議会の運営について必要な事項は、別に区長が定める。